

秦 野 市

更新年月日：令和3年4月1日

ホームページ <http://www.city.hadano.kanagawa.jp> / 特定行政庁の設置（昭和60年）

確認申請担当課	開発許可担当課	消防担当課
都市部建築指導課 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 TEL：0463-83-0883 直通 FAX：0463-82-7410	都市部開発指導課 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 TEL：0463-83-5123 直通 FAX：0463-82-7410	消防本部予防課 〒257-0031 秦野市曾屋757 TEL：0463-81-5240 直通 FAX：0463-83-8322

建築基準法に基づく条例	秦野市建築基準条例			
定期報告対象建築物等の概要	報告の種類	報告の対象	報告の周期	
	建築物	政令指定のとおり	毎年	
	建築設備	定期報告対象建築物に設けられた次の建築設備 ・機械換気設備 ・空調設備（中央管理方式のものに限る） ・排煙設備（排煙機を設けたものに限る） ・非常用の照明装置	毎年	
	防火設備	政令指定のとおり	毎年	
	昇降機	政令指定の昇降機及び「 <small>タイプ</small> 」の小荷物専用昇降機	毎年	
	準用工作物	政令指定のとおり	毎年	
中間検査制度の概要	構造	用途	規模	その他
	W, S, RC, S RC造	・定期報告対象建築物（上記）	全て	・新築に限る ・仮設建築物を除く ・型式適合認定等建築物を除く ・計画通知による建築物で階数が2以下または延べ面積が200㎡以下のものを除く
		・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第2条1項2号に規定する公共的施設で用途面積が定められていないもの	全て	
		・同施行規則別表第1に施設の用途面積が定められているもの	300㎡超	
		・一戸建ての分譲住宅	全て	
・地階を除く階数が3以上の建築物	全て			
積雪荷重	垂直積雪量 35cm以上（ただし丹沢大山国定公園区域内は平成12年建設省告示第1455号の垂直積雪量による数値以上とする）			
法第22条の指定	全域（国定公園の一部及び自然公園地域の一部を除く）			
法第50条1項	階数の制限（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域の階数の制限、最下階から数えて5を超えてはならない）			

法第52条5項	地盤面の指定（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域。ただし、地区整備計画等が定められた地域を除く。地盤面は、建築物が接する最も低い位置から3メートルの位置の平均高さ）
法第52条8項	全域適用除外
日影規制	建築基準法 別表第四（に）欄 （は）欄 一（1低・2低） : (一) 3時間・2時間 : 1.5m 二（1中高・2中高） : (二) 4時間・2.5時間 : 4.0m 三（1住・2住・準住・近商・準工） : (二) 5時間・3時間 : 4.0m
	日影図作成上の緯度（35°40′）経度（現地）
白地地域における建築形態制限	建ぺい率50%、容積率100%、道路斜線制限の勾配1.25、隣地斜線制限の高さ及び勾配20m+1.25
その他の事項	